（様式１）

確認申請　申請時チェックリスト（建築物）

年　　月　　日

建築基準関係規定に基づき以下の事項を確認しました。

設計者又は代理者氏名

注）確認申請提出前に以下の事項について内容を確認のうえ、各チェックボックスにレ点を記入してください（該当しない事項には記入しないでください。）。

１　申請書の有無の確認

|  |
| --- |
| □　正本 |
| □　副本（正本に添付してある全ての図書の写しを添付している） |

２　申請書の記載内容及び整合性の確認

|  |
| --- |
| □　一面　申請者氏名欄及び設計者氏名欄に記載がある。 |
| □　二面　建築主欄に記載がある。また、一面の申請者と相違がない。 |
| □　二面　代理者による申請の場合、代理者欄に記載がある。 |
| □　二面　設計者欄に記載がある。また、一面の設計者と相違がない。 |
| □　二面　工事監理者欄に記載がある。（確認済証交付後に決定した場合、選定届を提出する〔市細則第２４条〕） |
| □　二面　工事施工者欄に記載がある。また、建設業の許可番号の記載がある。（確認済証交付後に決定した場合、選定届を提出する〔市細則第２４条〕） |
| □　二面　構造計算適合性判定の申請欄に記載がある。（未申請の場合、申請後に適合判定通知書又はその写しを提出する） |
| □　二面　建築物エネルギー消費性能確保計画の提出欄に記載がある。（未申請の場合、申請後に適合判定通知書又はその写しを提出する） |
| □　二面　建築物エネルギー消費性能確保計画の提出欄が提出不要の場合　□　法第６条の４第１項第３号に該当する〔建築物省エネ法第１０条〕　□　適用除外に該当する〔建築物省エネ法第２０条〕　□　省エネ適判みなし規定　　　□　低炭素建築物新築等計画認定通知書　　　□　建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書　□　住宅で以下のいずれかにより提出を省略する〔建築物省エネ法第１１条〕　　　□　外皮性能及び一次エネルギー消費性能の両方を仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる【手数料加算】　□　気候風土適応住宅　　　□　宣言書　　　□　設計住宅性能評価書（※）　　　□　長期優良住宅認定通知書（※）□　長期使用構造等である旨の確認書（※）※　必ずしも確認申請時の提出は要しない。申請時に提出できない場合は宣言書を提出の上、法定の確認申請期間末日の３日前までに提出する。　□　国土交通省大臣の認定 |
| □　三面　地名地番欄に記載がある。 |
| □　四面　確認の特例欄に記載がある。 |
| □　六面　建築物の独立部分ごとに構造計算の区分等を記載している。【構造計算の要否によって手数料が異なる】 |
| □　記載内容が整合している。（建築計画概要書など） |

３　建築士法関係及び整合性の確認

|  |
| --- |
| □　設計者が申請する建築物に応じた資格を有している。また、保有資格が申請書の記載内容と整合している。〔士法第３条等〕 |
| □　構造設計一級建築士による構造設計又は構造関係規定への適合確認を行った場合、申請書に構造設計一級建築士の記載がある。〔士法第２０条の２〕 |
| □　設備設計一級建築士による設備設計又は設備関係規定への適合確認を行った場合、申請書に設備設計一級建築士の記載がある。〔士法第２０条の３〕 |
| □　二面の工事監理者欄に記載がある場合、申請する建築物に応じた資格を有している。また、保有資格が申請書の記載内容と整合している。〔士法第３条等〕 |

４　添付する図書及び書類の有無、整合性等の確認

|  |
| --- |
| □　規則第１条の３に掲げる図書及び書類が添付されている。また、正本の図書には設計者の氏名が記載されている。 |
| □　図書には規則第１条の３に掲げる明示すべき事項が明示されている。 |
| □　「建築計画概要書」が添付されている。また、記載内容が適切で整合している。〔規則第１条の３第２号〕 |
| □　代理者による申請の場合、「委任状」が添付されている。また、記載内容が適切で押印されている。〔規則第１条の３第３号〕 |
| □　「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」の写しが添付されている。（士法第２０条の２第１項又は第２項に該当する場合は除く。）〔規則第１条の３第３号、士法第２０条〕 |
| □　「確認申請事前調査報告書」が添付されている。また、適切に記載されている。 |
| □　建築基準法に基づく許可書又は認定書等の写しが添付されている。 |
| □　開発許可（都市計画法第２９条）の許可書、開発許可不要証明書又は開発行為非該当確認書の写しが添付されている。（開発区域５００㎡以上の場合） |
| □　都市計画施設等に係る許可（都市計画法第５３条）の許可書の写しが添付されている。（都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内で建築物を建築する場合） |
| □　上記以外の許可等を受ける場合、許可書等の写しが添付されている。 |
| □　「消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書」（正本１部、写し２部）が添付されている（当該計画書の正本は別綴じで提出し、写しは確認申請書の正本及び副本の第６面の次に綴じ込む。）。 |
| □　消防設備等を設置しないため、消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書は添付していない。 |
| □　計画変更による申請であり、消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書の内容について一切の変更がないため、添付していない。 |
| □　新築、増築、改築又は移転の場合、「建築工事届」が添付されている。また、記載内容が適切である。〔法第１５条〕 |

|  |  |
| --- | --- |
| 法 | ：建築基準法 |
| 規則 | ：建築基準法施行規則 |
| 士法 | ：建築士法 |
| 建築物省エネ法 | ：建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 |
| 市条例 | ：京都市建築基準条例 |
| 市細則 | ：京都市建築基準法施行細則 |